

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外

被告 長崎県外1名

2019年10月28日

## 原告ら第20準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭雄外

### 第1 はじめに

- 1 本準備書面では、本件の争点のうち、治水事業に関する主張を行う。
- 2 治水に関しても、すでに提出している各準備書面及び書証により十分に主張・立証している。

そのため、本訴訟において審理された嶋津氏の供述をもとに治水事業の問題点を補足する。

### 第2 川棚川の治水計画の実体

- 1 石木ダムが完成しても石木ダムの効果は川棚川流域における数%にしか生じない

#### (1) はじめに

長崎県は、平成30年10月の広報誌「つたえる県ながさき」(甲39の1、甲C第38号証スライド2)で、長崎県は石木ダムの必要性について「地域の安全を確保するために策定した川棚川の整備計画は、大雨により被害が想定される区域の人口や資産等を考慮して、概ね1

00年に一度の大雨に対応した内容となっており、安全を確保するためには、石木ダムが必要です。」と記載してある。

この記載を読むと、あたかも石木ダムがなければ100年に一度の大雨で安全を確保できず、他方、石木ダムがあれば100年に一度の大雨による洪水がすべて防げるかのように記載されている。しかし、実際には被告長崎県の主張によっても以下のとおり100年に一度の大雨が降った場合に溢れない範囲はわずか数%にすぎないのである。

石木ダムの実体は、わずか数%のためにこうばる地区及び13世帯を犠牲にして巨額の税金を投じて石木ダムを建築しようとしているのである。

## (2) 川棚川の治水計画の内容

まず、川棚川の治水計画の内容を見ていく。

平成9年の河川法の改正により、河川管理者は、河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになった。河川整備基本方針は河川整備の長期的な目標を定めるものであり、河川整備計画は河川整備基本方針に沿って、今後30年間に実施する河川整備の内容を定めるものである。河川整備計画は、河川整備の内容を具体的に定めるもので、治水行政の根幹をなすものである。

川棚川水系河川整備基本方針では治水対策の計画規模が1/100で、100年に一度の大雨に対応することになっている。一方、川棚川水系河川整備計画は治水対策の計画規模が石木川合流点より下流の川棚川流域は1/100であるが、石木川合流点より上流の川棚川流域は1/30となっている。

河川整備計画では、石木ダムの建設と河道整備によって、この計画規模を達成することになっているのである。

### (3) 川棚川の治水計画でも石木ダムで対応するのは流域の8.8%

#### ア 川棚川上流では石木ダムができてても氾濫する

ここで、石木川合流点より上流の計画規模が1/30ということは、1/100の雨が降れば、石木ダムができてても石木川合流点より上流の川棚川は溢れるということである。前述の広報誌「つたえる県ながさき」(甲C39号証の1)では川棚川は石木ダムをつくれば、概ね100年に一度の大雨に対応できるように書かれているが、地理的には石木ダムは川棚川のかなり下流の左岸側から流入する石木川に建設されることになっているため石木ダムで対応できる範囲は川棚川流域のほんの一部でしかない。

#### イ 石木ダムで洪水が防げる割合の試算

では、石木ダムができることで川棚川流域において100年に一度の大雨による洪水はどれくらいの割合で防げるのだろうか。

甲C第38号証スライド8は川棚川分割流域面積一覧であり、川棚川の流域面積81.44km<sup>2</sup>を細かく分割して各分割流域の面積を示した表である。この表において石木ダムより下流にあるのは、石木川下流のNo.32と川棚川下流のNo.33、34、35だけであり、その合計は7.14km<sup>2</sup>である。これは川棚川の流域面積81.44km<sup>2</sup>の8.8%に過ぎない。

#### ウ 実際にハザードマップ上も氾濫が想定されている

##### (ア) 波佐見町のハザードマップ

甲C第38号証スライド5は波佐見町の川棚川の水害ハザードマップで、被告長崎県の計算で作成したものである。このハザードマップは100年に一度の大雨が降った時に氾濫する範囲、浸水する範囲を示している。

このハザードマップによると、勤労福祉会館付近から波佐見町役場

付近までの範囲は浸水するところが少ないものの、それ以外は川棚川に面しているところはほとんどが氾濫予想範囲になっている。これらは川棚川の石木川合流点より上流にあるから、石木ダム of 洪水調節効果とは無関係であり、石木ダムができて、100年に一度の大雨が降れば、このハザードマップ通りに氾濫することになることを物語っているのである。

#### (イ) 川棚町のハザードマップ

甲C第38号証スライド6は川棚町のハザードマップである。このハザードマップも100年に一度の大雨が降った時に氾濫する範囲を示している。これも被告長崎県の計算により作成されたものである。

これを見ると、石木川合流点より上流では川棚川周辺地域の大半が浸水区域になっている。その浸水区域の面積は石木川合流点下流の浸水区域のそれに匹敵する広さである。石木川合流点より上流は石木ダムの洪水調節効果が及ばないから、石木ダムができて、1/100の雨が降れば、ハザードマップ通りに氾濫することになる。

#### (ウ) 2つのハザードマップから

この二つのハザードマップから、石木ダムができて、被告長崎県が想定する100年に一度の大雨が降れば多くの場所で氾濫することが予想されているのである。

#### (4) 石木ダムができて溢れるため石木ダムで防げる割合はさらに小さい

前述のとおり、石木ダムではもともと、地理的に川棚川の流域面積81.44km<sup>2</sup>の8.8%しかカバーできないものであるが、石木川合流点下流でもさらに石木ダムができて溢れる範囲が相当程度存在する。つまり、石木ダムによって洪水が防げる部分はさらに小さいのである。

ア 川棚大橋より下流 1 km の区間は氾濫の危険性が高いが、河道整備の計画がない

(ア) 川棚大橋より下流 1 km の区間の状況

もともと、川棚川の流域において石木ダムで対応できるのは川棚川の流域面積の 8.8% に過ぎないが、現実には川棚大橋より下流 1 km の区間（川棚大橋より下流の区間）は河道整備の計画がないため、石木ダムが完成しても溢れることになる。つまり、この部分も石木ダムができて溢れるのである。

具体的にいうと、甲 C 第 38 号証スライド 9 は川棚川下流部の計画堤防高と現況堤防高を示したものであるが、川棚川の河口から石木川合流点まで 3 km の区間の状態を示したものである。太い実線が計画堤防高、黒三角が現況左岸堤防高、×が現況右岸堤防高を示している。この図から明らかなように、川棚大橋より下流 1 km の最下流区間を見ると、左岸、右岸とも現況堤防高が計画堤防高を大幅に、1～2 m も下回っているところが多いのである。このことは写真をみると分かり易い（甲 C 第 38 号証スライド 10、11）

(イ) 川棚大橋より下流 1 km にかかる河道整備計画

このように川棚大橋より下流 1 km の区間は多少なり大きな洪水が来れば氾濫が予想されるが、河道整備計画が作成されていない。この最下流区間の河道整備計画について情報公開請求での被告長崎県の回答は「開示請求に係る当該区間の整備は未定であり、開示請求に係る文書は保有していないため。」というものであった（甲 C 第 38 号証スライド 12）。この区間は河川管理者ではなく、港湾管理者の管理区間であるから河道整備計画が放置されているようである。

石木ダムの事業計画の検証が平成 26 年に行われているが、その中の概算総費用内訳表（甲 C 第 38 号証スライド 13）によると河道改

修の事業費用は1億円しか計上されていないため、川棚大橋より下流1kmの区間の河道整備費用は計上されていないと考えられる。

この結果、100年に一度の大雨が降った場合、川棚大橋より下流1kmの区間は石木ダムができたとしても溢れる可能性が高いのである。

#### イ 排水が十分でないため内水氾濫も生じる

甲C第38号証スライド14は、川棚川下流分も公共下水道計画区域図である。これによると、前述の最下流区間も含め川棚川下流部市街地は公共下水道の計画区域になっている。この川棚川下流部市街地は低地が多く、低地のところは、川棚川からの氾濫がなくても、内水氾濫で溢れるところが多い。内水氾濫とは、河川からの越流ではなく、そこで降った雨がはけきれずに溢れる現象であり、低地を抱える都市の多くは大雨が降った時の内水氾濫が深刻な問題になっている。

ところが、川棚町は雨水排水対策で前提としているのは10年に1度の確率降雨である（甲C38号証スライド15）。つまり、10年に1度の雨水排水対策しか対策がとれていない以上、川棚川下流部の公共下水道計画区域の低地部に1/100の大雨が降れば内水氾濫で氾濫する可能性が高いのである。

#### ウ 石木ダム完成後の川棚川流域において1/100洪水で溢れない範囲は数%

そうすると、もともと川棚川の流域面積から石木ダムで対応できるのは8.8%にとどまると試算できたが、前述の川棚大橋下流の港湾管理区間や川棚町公共下水道計画区域の低地部の内水氾濫域も考慮すると現実に川棚川流域において1/100の大雨が降った場合、石木ダムがあることで洪水を防ぐことができるのは8.8%よりかなり小さく数%程度になることが見込まれる。

## (5) 小括

長崎県は広報誌で「川棚川は石木ダムをつくれば、概ね100年に一度の大雨に対応できる」と広報しているが、実際には石木ダムによって川棚川流域の洪水が防げる範囲は僅かな範囲に過ぎないのである。

### 第3 川棚川の適切な計画規模は1/50である

#### 1 川棚川治水計画の計画規模

長崎県は川棚川については原始河道を前提に氾濫計算を行った結果、5項目のうち、氾濫面積、氾濫区域内の宅地面積、資産額、工業出荷額の4項目が1/100の数字に該当するというので1/100の計画規模を選択している。

#### 2 原始河道と現況河道は大きく異なる

ここで、長崎県は氾濫面積を算出するための前提の河道に昭和50年当時の原始河道を用いている。

しかし、本件事業はあくまで平成17年の河川整備基本方針に基づく事業であるから平成17年時点の河道を基に想定氾濫面積をシミュレーションすべきである。長崎県は想定氾濫面積のみ昭和50年で計算しながら、その他の項目（氾濫面積内の宅地面積、人口、資産額、工業出荷額）は平成17年直近の統計データを使用することは矛盾している。

しかも、昭和50年の原始河道と平成17年の現況河道とでは河道状況があまりに異なると言わざるを得ない。原始河道と現況河道の河道の差は甲C第38号証スライド19と同20とを見比べれば歴然としている。原始河道では流下能力が確率年1/5に相当する流量を下回る部分が多くある一方、現況河道では1/30を下回るところはな

いのである。そのため、昭和50年当時の原始河道を用いて計算した場合、現実との乖離が非常に大きくなり、現状を反映しない氾濫面積となっているのである。

よって、氾濫面積を求める河道は原始河道ではなく現況河道を用いるべきである。そして、現況河道に基づいて氾濫面積等の5項目の数字を見ると原始河道を前提とした数字と比べると、かなり小さくなる。これを長崎県の計画規模決定の評価指数に当てはめると、5項目のうち、3項目が計画規模1/50の指標に該当しており、計画規模は1/50が妥当となるのである。

### 3 川棚川の原始河道はフィクション

#### (1) はじめに

さらに、原告は、被告長崎県がシミュレーションの基礎とした河道断面が昭和50年のものですら無いと考えざるを得ない。その根拠は次のとおりである。

#### (2) 氾濫実績の矛盾

被告長崎県の資料（甲C第38号証スライド19）によると改修前河道では流下能力が確率年1/2～1/5相当流量にとどまっている区間が少なからずあり、確率年1/2相当流量を下回っている区間さえある（甲C第16号証・6頁・図1.3.3）。昭和50年当時、このように流下能力が著しく低ければ、昭和50年以前、そして昭和50年からしばらくの間、現況河道に近くなるまでの間は数年おきに氾濫が起きることになるが現実には起こっていない（甲C第38号証スライド22）。

しかも、川棚川の堤防整備や河床掘削の河川改修の経過を知るため、被告長崎県に対して河川改修の経過を記録した工事台帳の開示を求めたが、該当する資料が不存在ということであった（甲C第17号証）。



工事台帳がなければ、被告長崎県が言う昭和 50 年当時の原始河道の状況を検証することはできない。すなわち、被告長崎県が主張する河道が本当に昭和 50 年の原始河道であるか否かについて裏付け資料はないのである。

### (3) 航空写真との矛盾

さらに、「原始河道の川幅」を「当時の航空写真、空中写真の川幅」と比較すると大きく異なっている。具体的には、原告は、昭和 50 年時点の航空写真から当時の河道幅を推定し、開示された原始河道の河道幅を算出し比較してみたが、川幅が最大で 33m、倍率にして 1.4 倍～2.2 倍の差が生じていることが分かっている(甲 C 第 30 号証参照)。長崎県の示す原始河道は実際の航空写真に写っている川幅よりもかなり狭い事が分かる。そして、川幅が狭い前提で計算されれば当然ながら氾濫面積が増加するのであり、その結果、石木ダムの必要性が作り出されているのである。

### (4) 小括

以上のとおり、長崎県がシミュレーションの基礎とした河道断面は昭和 50 年のものですら無いと考えざるを得ない。

## 4 現況河道で氾濫計算を行えば、計画規模は 1 / 5 0 となり、石木ダムは不要

そして、これまで準備書面等で述べてきたとおり、起業者長崎県が明らかにしているデータに基づいて、現況河道で流量評価指標算定を行えば、計画規模は 1 / 5 0 となり、石木ダムは不要となるのである。

## 5 既往最大洪水を考慮しても、計画規模は 1 / 5 0 が妥当である。

### (1) 既往最大洪水は 1 / 8 0 ではない。

長崎県は1 / 100 という計画規模が妥当であることの根拠として昭和23年9月11日の24時間雨量は408.7ミリメートルでほぼ1 / 100 相当、川棚川流域平均雨量は384.2ミリメートルでほぼ1 / 80 相当であることを主張しているが、昭和23年9月11日の24時間雨量は1 / 80 ではない。

## (2) 川棚川流域の雨量は佐世保雨量観測所の雨量と相関関係は高く無い

昭和53年までは川棚川流域内には毎時の雨量を測る観測所がなかったため、川棚川流域の雨量は佐世保観測所の毎時の雨量観測値から24時間雨量や3時間雨量を推定して算出されている。

しかし、川棚川流域の日雨量と佐世保の日雨量の関係はこの図（甲C第38号証スライド28）のとおり、バラつきが大きく、相関係数は0.73にとどまっている。相関係数を二乗した決定係数も0.53であるから、佐世保の雨量では、川棚川流域の雨量を半分程度しか説明できないということである。両者の相関はあまり高くないのである。川棚川流域の雨量観測所は佐世保雨量観測所と約15kmも離れており、相関が高くないのは当然である（甲C第38号証スライド28～30）。

## (3) 昭和23年9月の降雨量

そして、実際に昭和23年9月10～11日の雨量を比べると、佐世保が427.3mmに対して、川棚と上波佐見の平均は242.3mmであり、川棚川流域は佐世保の0.57倍にとどまっている。

したがって、昭和23年9月の川棚川流域の雨量は佐世保の0.94倍よりかなり小さい。そうすると、昭和23年9月洪水の川棚川流域の24時間最大雨量は佐世保観測所の雨量×0.57倍とすべきであり、そうすると、24時間雨量は233mmとなり1 / 80 の384.7mmよりはるかに小さい（甲C第38号証スライド31、32）。

そして、平成2年7月洪水の24時間最大雨量348.2mmが1/45であるから、昭和23年9月洪水の川棚川流域の実際の24時間最大雨量は1/50を大きく下回る降雨量なのである。したがって、既往最大洪水を考慮しても川棚川の計画規模を1/50から上げる理由はない。

## 6 小括

以上のとおり、川棚川の適切な計画規模は1/50である。そして、計画規模1/50では石木ダムがなくとも河道整備のみで降雨を安全に流下できるのであり、石木ダムは不要である。

このように計画規模の設定手法は恣意的に作出されたものであって、本来の基準に従えば、1/50となって、石木ダムは不要となる。

このような点が看過されたまま、1/100の計画規模を前提に石木ダムの事業認定がなされているのであり、同事業の治水目的は20条第3号を満たさず、これを看過した事業認定処分は違法である。

## 第4 設定された基本高水流量は前提を誤っている

### 1 はじめに

基本高水流量は治水計画を策定する際に、想定される最大流量である。このため、これまで述べたとおり基本高水流量は治水計画の基礎をなす重要な数値である。ところが、起業者の設定した基本高水流量は、以下のとおり算出方法が恣意的かつ不合理なものとなっている。この基本高水流量につき、適切な算定をなすとすれば、石木ダムの必要性がないことは明らかである。この点からも、土地収用法20条3号の要件を満たさず、本件事業が違法なものであることは明らかである。

### 2 基礎とされた昭和42年7月洪水雨量算定の問題点

まず、本書面第3にて述べたように、起業者は、基本高水流量を設定するにあたっては、昭和42年7月洪水を用いて（降雨波形を引き延ばして）算定をなしている。そして、起業者は、同洪水の雨量は、川棚川流域の雨量分布を用いたのではなく15km離れた佐世保観測所の24時間雨量に（類似した雨量分布があるとの推定をし）0.94をかけて算出している。

ところが、先述のとおり、佐世保と川棚川流域の雨量分布にはほとんど相関関係はなく（甲C第38号証スライド28）、かかる推計自体が全く科学的根拠に基づかない算定であり不合理である。

### 3 実際の川棚川流域の降雨量との乖離

しかも、昭和42年7月洪水時の川棚川流域の雨量は、日雨量にて明らかになっている（甲C第38号証スライド37）。昭和42年7月8～9日の各日雨量を佐世保市と川棚川流域にてそれぞれ比べると、雨量分布として、川棚川流域では7月8日の雨量の方が多い（125.5mm）のに対し、佐世保では7月9日の雨量の方が多い（204.0mm）。そして、佐世保にて中心となる7月9日の川棚川流域の雨量は、佐世保の僅か0.53倍に止まっている（甲C第38号証スライド38）。

したがって、昭和42年7月降雨の際の川棚川流域の雨量は被告長崎県の算定による「佐世保の0.94倍」よりも大幅に小さい。また、雨量の分布そのものが大幅に異なることから、佐世保市の観測雨量を基礎とした推計自体に合理性がないことは明白である。このため、被告長崎県が推計した昭和42年7月洪水の雨量分布は、実際に川棚川流域において生じた雨量分布と大幅に乖離しており、基礎とされた雨量そのものが誤った不合理なものであることは明らかである。

#### 4 昭和 42 年 7 月洪水の引き延ばしは棄却対象である

上述のとおり、昭和 42 年 7 月 9 日の川棚川流域の日雨量は、佐世保の日雨量の 0.57 倍に止まっており、被告長崎県の推計（0.94 倍）は明らかに誤っている。そこで、実際に観測された川棚川流域の日雨量と佐世保にて観測された日雨量の比率に応じて、正確に川棚川流域の 24 時間雨量を推計すると、165mm となる（甲 C 第 38 号証スライド 39）。

そして、この 165mm を 400mm（計画規模 1 / 100 の 24 時間雨量）へと引き延ばすと、2.42 倍もの引き延ばしをしなければならない。すなわち、棄却基準たる 2 倍（甲 C33 資料 12・p31～32）を大きく超える引き延ばしを行うこととなってしまう。このため、適切に昭和 23 年 9 月洪水の降雨を算定した場合には、棄却対象となるべき降雨波形であることが明らかとなっているのである（甲 C 第 38 号証スライド 40）。

#### 5 棄却対象の降雨波形を除外すれば石木ダムは不要

このようにして、被告長崎県が用いた昭和 42 年 7 月降雨を適切に算定すれば、棄却対象たる降雨となることから、除外すべき降雨波形を用いて基本高水流量を算定してしまっているのである。

そうである以上、次順位となる流量である 1127.9 m<sup>3</sup>/秒を基本高水流量として治水計画を策定すべきである。もっとも、かかる流量は河道整備にて対応を予定する流量 1130 m<sup>3</sup>/秒を下回っているのであるから（甲 C 第 38 号証スライド 43）、石木ダムを建設する必要性そのものがないことが明らかとなっているのである。

### 第 5 費用便益比の問題

#### 1 はじめに

費用便益比は、事業の遂行のために必要となる費用と事業によって得られる便益とを比較して、事業の合理性を判断する重要な指標である。後者が前者を上回るとすれば、それ自体経済的に見て不合理な事業である。

費用の面は比較的分かりやすい話であるが、便益の方については難解なものとなっている。本件では、洪水調節と不特定便益、及び残存価値の3つの便益（合計 1.25 とされる）があるとして、その積算にて費用便益比が算定されている（甲C第38号証スライド49）。

このうち、洪水調節便益及び不特定便益の二つにおいて以下のとおりの問題点があり、本件石木ダム建設にかかる便益は、本件事業のために必要となる費用を确实大幅に下回る。

## 2 洪水調節便益の問題点

### (1) ダム建設による便益は洪水調節便益の中の4分の1程度

まず、起業者が行った費用便益比の算定における、洪水調節便益の内訳を見ると、本件事業の対象となるダム分の便益配分率は僅かに0.259に止まっており、残余の0.741は河道整備による便益である（甲C第38号証スライド54）。

すなわち、本件事業（ダム建設事業）の洪水調節における便益は、洪水調節便益の中の4分の1程度に止まっている。

### (2) ダムによる川棚川本川の水位低下便益は全便益の1/10程度

石木ダム全体の費用便益比は1.25であるが、そのうち、本件事業の主目的である川棚川本川下流部を氾濫から守るダム便益分は、0.12に過ぎない（甲C第38号証スライド55）。石木ダム全体の費用便益比1.25の1/10程度にとどまっているのである。

すなわち、本件ダム建設事業によって、川棚川本川（治水基準点である山道橋地点）の水位を低下させることにより、石木川合流

点より下流の氾濫を防止することが、治水面では本件ダム事業の主目的となっているはず（甲C第4号証川棚川総合開発事業「石木ダム」についてP7、p35）であるにもかかわらず、その便益は本当にわずかなものなのである。

### (3) 小括

すなわち、本件ダム建設事業によって、川棚川本川の水位低下をすることにより石木川合流点より下流の氾濫を防止することが治水面では主目的となっているはずの治水対策事業であるにもかかわらず、石木ダム建設費からみるとその費用便益比は0.12に止まる。

この主目的による便益は必要となる経費に比して著しく低いものであり、当該事業は費用と便益との関係では全く採算の合わない事業である。したがって、土地収用法第20条4号を満たさない違法な事業である。

## 3 不特定便益

### (1) 主目的ではないはずの不特定便益が2/3

不特定便益は、単に河川の水量を調節するためのものにすぎず、付随的な目的である。ところが、起業者の算定によると、なぜか不特定便益は、洪水調節便益（0.42）の倍近く（0.79）もあることとなっている（甲C第38号証スライド49）。

これは、以下に述べるとおり、不特定便益の算定には起業者の恣意的操作が容易であり、かつその不合理性について一見するだけでは分かりにくいことから、起業者である被告長崎県が合理的根拠なく便益を水増しすることが可能であるため、これを利用しているものと考えざるを得ない。

### (2) 身代わりダムによる算定

起業者は、かかる不特定便益を算定するにあたっては、不特定利

水容量に対応した身代わりダムの建設費をもって便益とする手法をとっている。このような算定をすると、ダム建設費のうちの不特定利水容量分の建設費より身替りダム建設費が必ず大きくなる。

ダムを造る場合、大きな施設をつくるほど、経済的になって単価が小さくなる。ダムの場合は不特定利水だけのダム（小規模なダム）をつくると、スケールメリットが逆に働いて、必ず割高になる（甲C第38号証スライド59）。その結果、不特定利水の便益を身代わりダム建設費で求めると、便益を過剰に大きく算定することとなり、便益は費用より必ず大きくなる。

かかる算定方法は、適切に便益を算定することとならず、便益を実際の便益よりも過剰に大きく算定することとなるため、不合理な手法であることは明らかである。

### (3) ダム完成までに便益が発生するとの算定

費用便益の計算では、社会的割引率を4%とし、将来発生する金額を現在価値化して低く、過去に発生した金額を高く評価する。ところが、起業者は、不特定便益については、何ら合理的理由なく、現在価値化をするにあたって、ダムの完成前に既に便益が発生しているとの算定を行い、現在価値化を行うことで1.35倍も増加させて算定しているのである（甲C第38号証スライド61）。

便益が実際に生じていないものを、過去からダム完成に至るまで継続しているものとして算定をなすことにつき、被告らからは何らの合理的説明もなされていない。

このような社会的常識に反して、恣意的な算定をなすことは著しく不合理であることは明白である。

### (4) 正しく算定した場合不特定便益は確実に半分以下となる

上述のとおり、2点において起業者の算定する不特定便益は不合



理であるが、このうち、いずれかの恣意的操作さえ除外すればその  
便益は大幅に低下する。

不特定利水便益も洪水調節便益と同様に、ダム完成以前に生じる  
のではなく、ダム完成後に生じるとして、現在価値化をするだけで、  
不特定便益は0.79ではなく、0.33となる。

洪水調節ダム便益(0.33)を加えたとしても0.66であり、  
便益は到底ダム建設に必要となる費用には及ばない(甲C第38号証  
スライド63)。

#### (5) 結論

したがって、被告長崎県が算定した不特定便益は、起業者による  
恣意的にねつ造された数値であり、そのような算定をしなければ到  
底ダム建設によって得られる便益は必要となる費用に及ばないので  
ある。

#### 4 結論

このように、本件ダム建設事業は、必要となる経費に比して、実際  
に得られる社会的便益は、大幅に少ないものであることは明らかであ  
る。かかる事実は、本件ダム建設事業の必要性がないことを基礎づけ  
る非常に重要な要素である。

すなわち、本件事業は、費用便益比の観点からも、公益に適うもの  
では到底なく、土地収用法第20条4号に大きく違反しており違法性の  
強い事業であることが証拠上明白になっている。

### 第6 石木ダムの効果について

#### 1 はじめに

(1) 原告らは、石木ダムの効果に関し、

①石木ダムがなくとも過去生じた全ての洪水を防ぐことができる

②万が一、被告が主張する降雨によって基本高水流量としている1400m<sup>3</sup>/秒（山道橋到達1320m<sup>3</sup>/秒）が生じたとしても、基準地点より下流の全区間において計画堤防高より低い水位となり、且つ、同区間の大部分において計画高水位以下で流下できること

③治水代替案が客観的・合理的な計算で検討されていないこと

④石木ダムの内水氾濫・支流氾濫に対する具体的効果が検証されていないこと

をそれぞれ主張・立証してきた。

(2) よって、以下、本件事業の必要性がないことにつき改めて整理する。

## 2 ①について

(1) この点については、事実レベルにおける争点になっておらず、被告長崎県自身が計画堤防高の整備がなされた場合、過去、水害が発生した流量となった場合であっても、計画堤防高を超えることなく流下できると回答しており、且つ、過去の水害と同一の流量となった場合に、計画堤防高を超えるとか、水害が発生するなどと主張するものではない。

(2) これに対して、別訴である事業認定取消訴訟の原判決は、この事実を認定すらしていない。

将来生ずるおそれがある水害を防止するという観点において、既存の洪水の内容・規模は極めて重要な事実であるところ、一切考慮することなく、漠然とした蓋然性を持ち込んで、石木ダムの必要性を認めている。

この点だけでも、当該判決が、原処分庁が石木ダムが真に必要であるか否かを検討するために事業認定審査をしたものであるか、さらに、同事業が法適合要件を満たすか、という重要な検討からいず

れも目を背けた上で判断されたことを端的に示している。

本訴訟においては、かかる争いのない事実についても正面からしつかりとご理解いただき、本件事業の必要性の有無について適切な判断がなされることを強く期待する。

### 3 ②について

(1) 次に、②については、余裕高の問題はあるものの、原告らの堤防高に係る主張は次のとおり。堤防余裕高は法令上要求されるものではないし、仮に堤防余裕高を0.6mあるいは1m必要であるとした場合であっても、実際に基準値点における基本高水流量1,400m<sup>3</sup>/秒を流した場合にこの堤防余裕高を下回る区間は一部の限られた区間に過ぎないのである。このため、計画高水位を変更して堤防を嵩上げし、あるいは、そのことが治水の大原則に反するというのであれば、計画高水位を変更することなく、河道掘削工事を利用することによって被告長崎県が主張する堤防余裕高を確保することが可能である、というものである。

(2) また、嶋津氏は、東京大学工学部を卒業し、同大学の大学院修士課程を経た後、東京都公害局等の経歴を有し、多数の著書がある治水の専門家であるところ、同人の専門的知見に基づき、尋問調書30頁から32頁において、ア)石木ダムがない場合に、基本高水流量(但し、野々川ダムで調整した分を控除した)を流下した場合の計算を行ったこと、イ)石木ダムがなくとも計画高水位を多少上回る箇所はあるものの、全ての区間において計画堤防高を50センチメートル以上下回っていること、ウ)川棚川下流域で石木ダムの有無にかかわらず内水氾濫が生ずること、エ)堤防余裕高は1mを確保しなければならないものではないことなど供述している。

これらの供述は、いずれも原告らの主張に沿うものである。

これに対して、被告長崎県は、洪水をできるだけ低い水位で流すという治水の大原則という一般論に従った主張をするが、計画高水位を変更することなく、河道掘削で対応可能であるという原告らの主張についてはその一般論は当てはまらない。

このように、被告長崎県の主張のように余裕高が必要ではないし、仮にこれを設けるとしても河道掘削工事を行えば足りるのであり、石木ダムの必要性の合理的理由とはならない。

#### 4 ③について

本件事業認定で検討された代替案は、いずれも計画規模1/100、基本高水流量1,400m<sup>3</sup>/秒ということを前提とするものであるところ、第3及び第4で述べた通り、計画規模・基本高水流量のいずれの計算においても客観的な計算ではなく、ダムありきの恣意的計算がなされたものであるから、代替案の検討がなされたものとは評価できない。

また、1時間未満程度の時間について、野々川ダムで調整した計画河道1,320 t /秒が流れた場合における流下能力不足部分を補う形での代替案の検討はなされていないのであるから、やはりダムとそれ以外の手段としての代替案の検討がなされていないと言わざるを得ない。被告長崎県が主張する代替案は、石木ダム本体と同等の治水機能（役割）を有する代替案ではなく、別事業である河道整備事業をも含めた過剰な規模・内容のものであって、本件ダム建設事業の合理性を検討するにあたって検討すべき代替案とは到底評価しえない。

本件で問題となっているのは、本件事業たるダム建設の必要性の有無であるから、予定された計画堤防高を前提とした上で、なお石木ダムを建設する必要性・合理性が検討されなければならない。ところが、このように適切な代替案すら一切検討がなされていないのである。

#### 5 ④について

## (1) 原告らの主張

ア 原告らは、長崎県は、過去の洪水被害の検証作業を経て過去の洪水の原因分析を行った上で石木ダムによる外水氾濫、内水氾濫、支流氾濫に対する具体的効果の検証のいずれもしていない、そして、このいずれもしていないのは、これを実施すれば、過去の被害は、支流氾濫・内水氾濫が原因であって、この種の水害に対して石木ダムの具体的効果がないことが明らかとなるからである、と主張した。

イ そして、ダムの必要性を基礎づけるものとして被告らが何度も用いた平成2年7月の洪水については、その事情を最も了知している川棚町長が定例議会において、江川橋周辺地域の浸水は、主として内水による浸水が多かったこと、さらに、栄町の浸水について川棚川に面した排水溝から川棚川の水が逆流したことが確認されたこと、さらに、宿郷の浸水についても、堤防を一部切り取って作られていた消防車進入路から川棚川の水が逆流したことが確認されたことを認めた上、川棚川から同地域に対する逆流防止措置を講ずる必要があることを述べており、外水氾濫が主な原因ではなかったと結論付けている。

ウ そうすると、過去の被害を防止する視点からは、内水氾濫対策及び支流氾濫対策こそ求められるのであり、内水氾濫及び支流氾濫に対して具体的・客観的効果が全く検証されていない石木ダムによっては再度の内水氾濫・支流氾濫を防ぐことはできず、石木ダムによって下流域の被害を防ぐという事業目的自体を達成することができないことは明らかである。

## (2) 被告長崎県の主張の不合理性

ア これに対して、被告長崎県は、住民からの聞き取り調査、写真

等の分析から外水氾濫であると確認している、支川氾濫や内水被害を防ぐためには、本川が計画高水位を超えないことを前提としているため、考慮していないといえない、本川の観測資料から既往洪水を検証しているなどと主張する。

イ 被告長崎県は、過去の水害の存在を事業認定申請の基礎に位置づけている以上（乙A2の6枚目）、過去の水害がいかなる理由によってもたらされたものかという過去の水害原因検討は石木ダムによって将来の水害を回避することができるかを検討する上で極めて重要である。

すなわち、基準地点より下流域で生じた過去の水害の主たる原因が、内水氾濫・支流氾濫であり、外水氾濫によるものでなかった（あるいはその影響が少なかった）のであれば、石木ダムによって川棚川の水位を下げたとしても、やはり内水氾濫・支流氾濫は生じる危険の根本的な解決手段とはならず、やはり水害が生ずる可能性は否定できない。そうすると、真に下流域の水害防止のためには内水氾濫・支流氾濫対策をすることが求められるのであって、石木ダムによって下流域の水害を防ぐという事業の目的自体を達成することができないのである。

ところが、被告長崎県は外水氾濫によるものであるか否かについて、何ら科学的な根拠を示すことなく、実際の既往洪水の原因検討をなしたことについて具体的な主張・立証はしていないのであるから、石木ダムによって下流域の水害を防止しうるとの関連性は明らかでないのである。

ウ 以上の通り、被告長崎県の主張には何ら合理性がない。

## 6 小括

以上の通り、石木ダムによる治水効果そのものがないことは証拠上

明白であり、本件事業の必要性に欠けることはかかる観点からも客観的に明らかである。

## 第7 最後に

- 1 以上の通り、治水の観点からも、本件事業の必要性は全くない、違法な事業であることは明らかであるから、差止をなすべきである。
- 2 ところで、被告ら（起業者ら）に一定の裁量があることは、原告らも争うところではない。

しかし、その裁量は無制限なものではない。

すなわち、起業者らが、ダムありきで事業計画を策定し、恣意的・客観性を欠いた計算によってダムの必要性が外見上作り出されたことについては到底裁量の範囲内ということとはできない。

本件では、利水・治水の観点から、ダムありきで恣意的に書類が作成され、恣意的に事業計画が策定され、事業の経済的合理性すらも恣意的に作出され、外見上のダムの必要性が作り上げられたものに過ぎず、その実質・その中身は空っぽである。そして、これまで重ねて述べてきた通り、失われる利益は極めて大きい。

行政の「裁量」というブラックボックスで、司法が煙に巻くことは、実質的に司法審査を回避したものという他ない。

別訴事業認定取消訴訟の原判決が、まさにそれである。

御庁においては、同判決のように、事実と正面から向き合うことなく、行政の「裁量」という使いやすい言葉を乱暴に振りかざす判断をすることがないよう強く求めるものである。

以 上